

(平成23年3月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年8月から58年12月まで
② 昭和59年4月から61年3月まで

私は、昭和50年8月に会社を退職した際に、厚生年金保険から国民年金に変更するために、元妻と私の加入手続をしたことを覚えている。元妻が私たち夫婦分の保険料をすべて継続して一緒に納付していたので、申立期間の私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年8月に会社を退職した際に、厚生年金保険から国民年金に変更するために、元妻と共に加入手続をしたことを覚えていると述べているところ、申立人の前後の国民年金手帳記号番号の被保険者の状況から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは61年4月頃とみられ、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃初めて加入手続を行い、厚生年金保険の資格を喪失した50年8月まで遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。このため、加入手続を行うまでは、申立期間は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる上、加入手続を行ったとみられる61年4月の時点において、申立期間①に係る保険料については既に時効のため、納付を求められることも無かったと考えられる。

一方、申立人が国民年金の加入手続を行ったと考えられる昭和61年4月頃時点では、申立期間②は時効前であったため、遡って保険料を納付することが可能であったところ、オンライン記録では、同じく時効前であった申立期間②直前の59年1月から同年3月までの保険料は納付済みとなっており、遡

って保険料を納付したことがうかがわれる。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の元妻は、国民年金制度発足当初から国民年金に任意加入しており、以降、昭和 61 年 3 月まで、申立期間を含め、元妻自身の国民年金の加入可能年数である 25 年間について保険料を未納無く納付していることから、元妻の保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。このことも踏まえると、申立期間②についても同様に遡って保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡厚生年金 事案 1564

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格取得日に係る記録を昭和35年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月21日から同年6月1日まで

申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A事業所に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された在職証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和35年5月21日にA事業所から同事業所B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B工場における昭和35年6月のオンライン記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

静岡国民年金 事案 1349

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から 63 年 6 月まで

私は、会社を退職して海外留学した際、母に年金手帳や通帳などを預けて年金や税金の納付を任せた。母からは、私と弟の保険料をそれぞれ納付したと聞いているが、弟の保険料は国民年金に加入していた 2 か月とも納付済みとなっているのに対し、私の納付記録が無いのはおかしい。申立期間が未加入期間となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 8 月に会社を退職した後、申立人の母が申立人の国民年金の加入手続を行い、納付書を用いて国民年金保険料を納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の同記号番号の被保険者の状況から、申立人の同記号番号は、平成 4 年 12 月 7 日に払い出されたことが推認できる上、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃、初めて申立人に係る加入手続が行われたものとみられる。このことから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であったと考えられ、申立期間に係る納付書が発行されたことも推認し難い。

また、申立人は、現在所持する年金手帳以外に、別に交付された手帳は無いと述べているところ、現在所持する同手帳でも、申立人は平成 4 年 10 月に初めて国民年金被保険者資格を取得したとされている。

さらに、申立人は申立期間において海外留学をしており、国民年金の加入手続及び保険料納付には直接関与しておらず、これらを行ったとするその母も当時の記憶が曖昧であることから、申立期間当時の状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間当時居住していた市の電算記録でも、申立期間は未加入期間とされており、オンライン記録との齟齬も無い。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から57年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から57年9月まで

私は、申立期間は県外にいたが、昭和48年1月頃、母親と一緒に実家のある市の市役所で国民年金加入の届けをしたことをはっきり覚えており、専門学校生だったので在学中は任意加入であるとの説明も受けた。私は、昭和48年4月に資格を取得したとの記録であり、両親が納付してくれたはずの申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入の経緯として、昭和48年に母親と一緒に市役所に国民年金の届けに行った記憶が明確にあると述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、60年1月に払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃、初めて申立人の国民年金加入手続は行われ、48年4月まで遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認できる。このことから、加入手続を行うまで、申立人は国民年金に未加入であったとみられ、申立期間当時、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、制度上、保険料は住民票を置く市で納付することとされているところ、申立人は、申立期間の保険料は、申立人の両親が申立人の実家のある市で納付していたと述べているが、申立人は申立期間の大半（昭和50年11月以降）は県外に住民票を異動していたことから、申立人が述べるように申立人の両親が申立人の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、昭和60年1月とみられる加入手続の時点では、オンライン記録上、申立人の保険料の納付が始まっている57年10月以降は時効前であり、遡って保険料を納付することが可能であったところ、申立人が所持する領収

書から、当該期間の保険料を 60 年 1 月 14 日及び同年 2 月 5 日の 2 回にわたって過年度納付したことが確認できるが、申立期間については既に時効であったため納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間の保険料の納付に直接関与していなかったとしていることから、当時の保険料の納付の状況は不明である上、申立人が申立期間における納付先としている市の電算記録でも申立期間は未納とされており、オンライン記録との齟齬も無い。

このほか、申立人の両親が申立人の申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1351 (事案 931 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成 16 年 4 月の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできず、17 年 10 月から 18 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 4 月
② 平成 17 年 10 月から 18 年 3 月まで

私は、平成 18 年 12 月、社会保険事務所(当時)に電話して職員等に来てもらって申立期間②の国民年金保険料を遡って一括納付した。申立期間②が未納とされていることは納得できない。

また、申立期間①の保険料については、重複して納付したので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、平成 19 年 4 月 25 日に申立期間直前の 17 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付したと主張し、同日付で社会保険庁(当時)のオンライン記録から打ち出された「被保険者記録照会(納付Ⅱ)」を所持しているが、同記録では、申立期間が未納になっていることから、この時点で申立期間が未納であったことが推認できること、ii) 申立人は、18 年 12 月 8 日に、金融機関で申立期間の保険料を納付したと主張し、申立期間の保険料の納付の証拠として金融機関の「税金・公共料金等納付依頼書」を提出しているが、同依頼書の納付日及び金額が、16 年 10 月から 17 年 3 月までの保険料の収納日及び納付額と一致することから、申立期間の保険料とは考えられないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 6 月 26 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の申立てに加え、申立期間①の保険料は、オンライン記録では、平成 16 年 7 月に収納されているが、18 年 6 月 24 日にも納付し

たはずであり、二重納付であると主張しているところ、同年同月同日時点で、申立期間①の保険料は、既に2年の時効を経過しているため納付できない上、同日、国民年金推進員が申立人宅に保険料の徴収に訪れた記録も確認できない。

また、申立人は、今回、申立期間②の保険料の納付を示す新たな資料として、同期間の保険料を納付する際、その資金を息子等から借り、後日、これを返済したことを表すとする預金通帳の写しや手書きのメモを提出しているが、これら資料をもって申立期間②の保険料を納付したことは認められない。

さらに、申立人は、平成18年12月に申立人宅を訪問した社会保険事務所職員及び国民年金推進員に申立期間②の保険料を手渡したと述べているところ、管轄社会保険事務所では、申立人の主張する日に申立人宅を訪問した職員はいないとしており、同事務所の同年同月の出勤簿、旅行命令簿、復命書及び国民年金推進員活動結果報告書を確認したが、同年同月に申立人宅を訪問した記録がある者は確認できない。

加えて、管轄社会保険事務所が保管する平成18年度の領収済通知書を確認したが、申立人の申立期間①及び②に係る領収済通知書も見当たらず、その他、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできず、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 7 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から 41 年 3 月まで

私が 20 歳に到達した頃、母親が市役所出張所へ赴き国民年金の加入手続を行った。保険料納付については、母親が自宅近くの公民館へ赴き、待機していた市役所職員に現金を渡し、年金手帳に印紙を貼ってもらった。母親は、申立期間について自身と私及び姉の保険料を一緒に納付したと記憶しており、現に母親と姉の保険料は納付されているため、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人が 20 歳になった頃から申立人の国民年金保険料の納付を開始したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 8 月 23 日に払い出されたものであり、その前後の同記号番号の被保険者の年金記録から、申立人の国民年金加入手続は同年 9 月頃に行われたと推測され、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は、この頃行われた加入手続により、同年 4 月 1 日付けで国民年金被保険者資格を取得したものと推認できる。このため、加入手続を行うまでは、国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人の国民年金被保険者資格取得日は昭和 41 年 4 月 1 日とされていることから、加入手続後も申立期間は未加入期間であるため、同期間に係る保険料が過年度保険料として納付を求められることも無かったと考えられる。

さらに、申立人の居住する市の国民年金被保険者名簿でも、申立期間は未加入期間とされており、オンライン記録及び特殊台帳（マイクロフィルム）

との齟齬^{そご}も無い。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 45 年 4 月、大学 3 年生で、実家から離れて下宿していたが、実家の母が私の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれた。2 歳下の弟も大学生の時に母が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っているとと思うので、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、申立人の母が、昭和 45 年 4 月に実家のある市において加入手続を行い、以後、同市で保険料を納付していたと述べているところ、その母は既に他界しており、申立期間当時の状況は不明である上、申立人は同年同月に実家とは別の市に住民票を異動しており、制度上、国民年金の加入手続や保険料の納付は住民票を置く市で行うこととされていることから、その母が、申立人の加入手続及び保険料の納付を行うことはできなかったと考えられる。

また、申立人が申立期間当時、国民年金に加入していた場合、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたと考えられるところ、同記号番号が払い出されたことはいかがえない上、申立人の実家のある市及び申立人が申立期間当時居住した市のいずれの市役所でも、申立人が国民年金に加入していたことを示す記録は無く、申立期間が未加入期間とされているオンライン記録とも符合することから、申立人が申立期間に国民年金に加入していたことを推認することは困難である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 7 月 1 日から 51 年 4 月頃まで
(A事業所)
② 昭和 59 年 9 月頃から 60 年 6 月頃まで
(B事業所)
③ 昭和 60 年 7 月頃から 61 年 6 月頃まで
(C事業所)

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、それぞれの事業所で勤務していたのは確かであり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶するA事業所の元事業主の氏名及び業務内容は、当該事業所を利用していた者から聴取した内容と合致しており、申立人が当該事業所で勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所名簿では、申立人が勤務していたと記憶する所在地にA事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができず、当該所在地を管轄する法務局でも、同事業所の商業登記の記録は確認できない。

また、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間①は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A事業所の元事業主と考えられる者は、オンライン記録から死亡していることが確認でき、当該事業所の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を確認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

申立期間②について、申立人が記憶するB事業所（現在は、D事業所）の元E職の氏名及び業務内容は、D事業所の回答と合致しており、申立人が当該事業所で勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間②は国民年金に加入し、国民年金保険料が申請免除されていることが確認できる上、申立人と同じ職場で勤務し、入退社も申立人と一緒だったと証言する申立人の元妻も、B事業所での厚生年金保険の加入記録は無く、申立期間②は国民年金に加入し、国民年金保険料が申請免除されていることが確認できる。

また、B事業所の元E職は、「申立人の氏名に覚えは無いが、申立人が働いていたと述べるF部署で勤務する人は、正社員ではなく、厚生年金保険に加入していなかったと思う。当時は、厚生年金保険に入らない従業員が多かった。」と証言している。

さらに、申立人の申立期間②における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、D事業所は、「当時の資料は残っておらず、申立人に係る厚生年金保険の届出については不明である。」と回答しており、申立人のB事業所における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を確認できる資料を得ることはできなかった。

なお、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和59年7月1日から60年10月1日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間③について、元同僚の証言から、申立人がC事業所で勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人が、自分と一緒に職種だったとして氏名を挙げた元同僚の中には、オンライン記録において、C事業所の厚生年金保険被保険者として氏名が見当たらない者もあり、当該事業所では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

また、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間③は国民年金に加入し、国民年金保険料が申請免除されていることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間③における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、C事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元取締役は当時の状況をよく覚えておらず、申立人の当該事業所における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を確認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

なお、C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和58年8月1日から61年11月1日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月1日から13年1月1日まで

年金事務所で、厚生年金保険の標準報酬月額の記録について照会したところ、A事業所における標準報酬月額が、給与総支給額と比較して低くなっていることが分かった。申立期間について、実際の給与総支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出したA事業所における平成3年8月、4年3月、同年4月、同年7月、同年8月、同年9月、5年5月及び8年2月の給与明細書から、申立期間のうち当該期間について、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額を超える給与を得ていたことは確認できるものの、当該期間に係る厚生年金保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う額であることが確認できる。

また、申立期間のうち、上述以外の期間について、申立人は、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、当該期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

さらに、B事業所（A事業所が名称変更）の人事担当者は、「申立期間当時における標準報酬月額の決定方法は、記録が残っていないため不明であるが、届け

出た標準報酬月額に見合う保険料を控除していたと考えられる。」と回答している。

加えて、A事業所に係るオンライン記録では、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月25日から同年5月27日まで

年金事務所に船員保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、船員保険の加入記録が無い旨の回答を得たが、船員手帳によると、申立期間において、A船舶所有者B船舶に雇入れの記録が確認できるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳の記録により、申立人は、A船舶所有者B船舶で、甲板員として、昭和38年2月25日に雇入れ、同年5月26日に雇止めの記録が確認でき、申立期間について、申立人は、船員手帳に記載された雇入年月日及び雇止年月日をもって当該期間が船員保険の被保険者期間に該当するのではないかと申立てている。しかし、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではないため、申立人が所持する船員手帳に記載の雇入年月日及び雇止年月日をもって、当該期間について、直ちに船員保険に加入したことにならない。

また、A船舶所有者の船員保険被保険者名簿によれば、B船舶において被保険者資格を取得していることが確認できるすべての被保険者は、昭和38年1月20日までに、船員保険の資格を喪失していることが確認でき、申立期間において、新たに船員保険の被保険者資格を取得している者の記録は見当たらない。

さらに、申立人の船員手帳にA船舶所有者B船舶の船長として記録されている

者は、「申立期間において、B船舶は座礁して引き返し、操業していないので、船員保険に加入していなかったと思う。」と述べている。

加えて、A船舶所有者B船舶の船籍港を管轄する法務局にB船舶の登記について照会したが、「申立期間当時におけるB船舶の登記は確認できない。」と回答しており、また、A船舶所有者は既に亡くなっているため、当該船舶所有者の遺族に照会したところ、「C事業所（A船舶所有者の陸上部門を管理する事業所）は倒産したため、申立期間当時の資料は保管していない。」と回答しており、船員保険の適用及び船員保険料控除の状況について証言及び資料を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月から同年11月9日まで

社会保険事務所（当時）に船員保険の年金加入期間を照会したところ、申立期間について船員保険に加入した事実が無い旨の回答を得たが、A船舶所有者B船舶に船員として乗船していたことは間違いのないため、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の勤務状況についての詳細な証言により、申立人は申立期間当時、A船舶所有者B船舶に乗船していたこととはうかがわれる。

しかし、申立人は船員手帳を所持していないため、申立期間において、船員法第1条に該当する船員としてA船舶所有者B船舶に乗船していることを確認できない。

また、申立人が申立期間当時、一緒に乗船していたと記憶する複数の同僚についても、申立期間における船員保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、上述の同僚のうち1名が、「当時は見習いとして船員保険に加入していなかった。」と述べていることから、申立期間当時は、A船舶所有者B船舶において、乗船日に船員保険に必ず加入させていたとは限らないことがうかがわれる。

加えて、A船舶所有者は既に解散しており、元事業主に照会したところ、「漁労部も閉鎖しており資料は残っていない。B船舶について知る者も思い当たらない。」と回答していることから、申立期間当時の船員保険の適用及び船員保険料の控除について証言及び資料を得ることはできなかった。

このほか、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 10 日から 44 年 12 月 20 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A事業所（現在は、B事業所）で勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元上司及び元同僚の証言並びにB事業所の回答から、申立人がA事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、上述の元上司は、「申立期間当時のA事業所における厚生年金保険の取扱いについては分からない。申立期間後に自分が当該事業所の営業所長となったときには試用期間があり、入社してもすぐには厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している。

また、申立人が社会保険事務をしていたとする元同僚は、「自分は事務関係の仕事をしていたが、社会保険事務はC事務所に委託していたので、申立人が厚生年金保険に加入していたのか分からない。自分のA事業所における入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日との間に2年間ぐらいの空白期間があるが、この間は厚生年金保険には加入していなかったのではないかと思う。」と証言している。

さらに、申立人が同年代の同僚だったとする者は、「自分はA事業所で1年ぐらい勤めていた。」と証言しているが、オンライン記録では、当該同僚はA事業所の厚生年金保険被保険者とはなっていないことが確認できる。

加えて、A事業所の社会保険事務をしていたとする元C事務所の担当者及びB事業所は、当時のA事業所における厚生年金保険の取扱いについては不明であり、

確認できる資料は何も残されていないとしているため、申立人に係る厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1570

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月 10 日から 42 年 12 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。A事業所に勤務していたことは確かであるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票において、昭和 27 年 10 月 1 日から 46 年 8 月 1 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、申立人が記憶する二人の同僚についても、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認したが、申立期間中、当該同僚の氏名は見当たらない。

また、A事業所の元社会保険事務担当者は、「申立人が勤務していたとされる部門の従業員は、厚生年金保険に入りたくないということで、申立期間よりも前に加入しなくなった。その後は保険料の控除もしていない。」と証言している。

さらに、申立人及び元従業員が述べている当時の従業員数は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票に記載された被保険者数より多いことから、厚生年金保険被保険者ではなかった者が存在していたことがうかがえる。

加えて、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も亡くなっていることから、申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料控除について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月頃から58年9月頃まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
しかし、A事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の前事業主が勤務していたことを記憶する元従業員は、「A事業所に勤務して約1年後の昭和56年2月頃、申立人の就職先としてA事業所を紹介した。私がA事業所を退職する58年8月頃まで、一緒にB業務を行っていた。」と証言していることから、申立人が申立期間当時、A事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A事業所は、昭和56年9月1日に厚生年金保険の新規適用事業所になっており、当該事業所は、申立期間のうち、同日より前の期間は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A事業所の事業主は、「当社では、設定したみなし労働時間以上の労働時間があれば厚生年金保険に加入させているが、加入要件としている労働時間を満たしていないB業務の従業員もいた。申立人の厚生年金保険の記録が無いとすれば、加入要件とする労働時間が不足していたと考えられる。」と証言している。

さらに、上述の元従業員は、「私はA事業所に在職中、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1572

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 11 日から 40 年 2 月 8 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。申立期間についても A 事業所に勤務していたことは確かであるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は昭和 36 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、39 年 2 月 11 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、複数の元同僚が申立人のことを記憶しているものの、いずれの同僚も申立人の勤務期間を特定できるような記憶は無く、申立人の申立期間における在籍及び勤務状況についての証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間中に A 事業所にて厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の元従業員は、「申立人の名前に記憶が無く、自分が勤務した時には申立人はいなかったと思う。」と証言している。

加えて、A 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立期間当時の事業主及び事務担当者だったとされる元事業主の妻も既に死亡していることから、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 1 月 7 日から 18 年 4 月 17 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間についてA事業所に勤務したことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶から、A事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、申立期間のうち、昭和 17 年 1 月 7 日から同年 5 月 31 日までの期間について、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法が施行されたのは同年 6 月 1 日であることから、申立人は、同日よりも前の期間において労働者年金保険法上の被保険者となることはできない。

また、申立期間のうち、昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 4 月 17 日までの期間について、労働者年金保険法では、男子筋肉労働者のみが被保険者となるとされているところ、申立人は、「業務は事務職であり、現場作業の業務に就いたことはない。」と述べており、申立人が述べる勤務内容から判断すると、労働者年金保険法の被保険者の対象ではなかったものと考えられる。

さらに、B事業所（A事業所の後継事業所）に申立期間当時の労働者年金保険の適用、保険料控除の状況について照会したが、「B事業所設立時においてA事業所より継続して在籍していた者以外は、過去の書類の保管は無く、申立期間当時のことを知る者もない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1574

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から同年 7 月 26 日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。

しかし、A事業所に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 43 年 3 月 1 日から同年 7 月 26 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

また、A事業所は廃業しており、申立期間当時の事業主及び社会保険担当者は死亡しているため、申立人に係る厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 5 日から 37 年 12 月 31 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 12 月 31 日の前後約 2 年以内に資格を喪失した被保険者期間を 2 年以上有する女性は 24 人確認でき、資格喪失後 5 か月以内に転職し他の事業所で厚生年金保険に加入していた 5 人を除く 19 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、12 人に脱退手当金の支給記録があり、12 人全員について資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月半後の昭和 38 年 3 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1576 (事案 865 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月頃から32年5月1日まで

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしいとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、申立期間はA事業所に勤務し、公共の事業に携わっていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該事業所は、昭和27年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間のうち、同日より前の期間については、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できること、ii) B事業所(A事業所が名称を変更)が提出した賃金台帳及び賃金支払簿から、申立人の雇入年月日は昭和27年5月16日であり、同日から32年7月25日までの賃金が支払われていたことが確認できるが、このうち27年5月から32年5月までの期間の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できること、iii) 上述の賃金台帳及び賃金支払簿から、厚生年金保険料の控除が確認できる昭和32年6月及び同年7月については、A事業所での厚生年金保険の被保険者資格を同年5月1日に取得し、同年7月27日に喪失していることが確認できることから、既に平成22年2月12日付けで、当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料として工事現場について記載したメモ、集合写真、名刺等を提出するとともに、申立人が同僚として記憶する者の姓を挙げており、A事業所の事業内容は、公共のものなので、このような事業に携わっていた自分の年金記録が一部しかないのは、納得がいかないとしている。

しかし、申立人が提出した新たな資料から確認できる同僚及び申立人が新たに述べた同僚のうち連絡が取れた者から、当時の社会保険事務担当者の氏名が挙げられたものの、オンライン記録において当該社会保険事務担当者に該当すると思われる者を特定することはできず、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料の控除について証言及び資料を得ることはできなかった。

したがって、申立人が提出した新たな資料は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、申立人が記憶する同僚に聴取したものの、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1577

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月20日から24年9月3日まで
年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和24年9月27日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人の脱退手当金は昭和24年9月27日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できなかったのであるから、申立期間に係る事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。